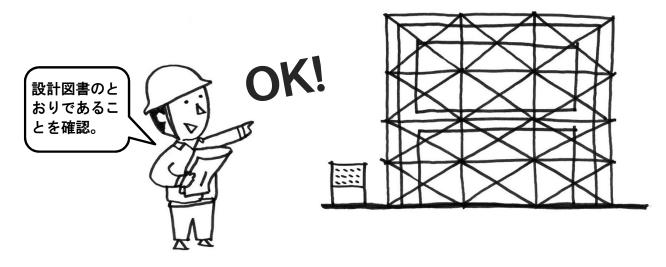
建築士のみなさん!

「工事監理」は万全ですか?

「工事監理」は、建築物の安全性を確保するために確実に実施されなければなりません。

建築基準法、建築士法では、一定の建築物を工事する場合に、 建築士である工事監理者を定めるよう規定されています。



工事監理の各段階で、たとえば次のような報告等が必要です。

工事監理の委託を受けたとき …建築主へ書面を交付すること

建築士事務所の開設者は、建築主へ工事監理方法等に関する書面を交付しなければなりません (建築士法第24条の8)。

2 工事監理を終了したとき …建築主へ文書で報告すること

工事監理者は、建築主へ工事監理の結果(工事監理報告書)を報告しなければなりません(建築士法第20条第3項)。

3 工事を完了したとき …建築主が完了検査申請をするようアドバイス

建築主へ検査済証の交付を受けることの必要性を説明し、完了検査申請書を建築主事等へ提出して検査を受けるようご協力をお願いします。

建築士法第24条の7 (重要事項の説明等)

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。 ※以下、一部省略

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に 関する報告の方法

建築士法第24条の8 (書面の交付)

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

- 一 第22条の3の3第1項各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工 事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項 で国土交通省令で定めるもの

建築士法施行規則第22条の3(書面の交付)

法第24条の8第1項第二号に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

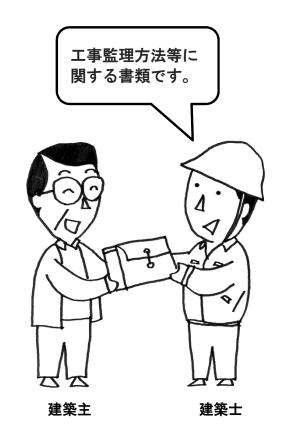
- 一 契約の年月日
- 二 契約の相手方の氏名又は名称
- 2 建築士事務所の開設者は、法第24条の8第1項に 規定する書面を作成したときは、当該書面に記名押 印又は署名をしなければならない。

建築士法第20条第3項(建築主への報告)

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国 土交通省令で定めるところにより、その結果を文書 で建築主に報告しなければならない。

建築士法施行規則第17条の15(工事監理報告書)

法第20条第3項 の規定による報告は、第4号の2 の2書式による工事監理報告書を提出して行うもの とする。



沖縄県建築行政連絡会議

沖縄県 建築指導課

TEL 098-866-2413

南部土木事務所 建築班

TEL 098-866-1762

那覇市 建築指導課

TEL 098-951-3244

沖縄市建築・公園課

TEL 098-939-1212

一財)沖縄県建設技術センター

TFI 098-893-5611

北部土木事務所 建築班

TEL 0980-53-2010

宮古土木事務所 建築班

TEL 0980-72-1437

浦添市 建築指導課

TEL 098-876-1234

うるま市 建築指導課

TEL 098-923-7601

沖縄県建築確認検査センター(株)

TFI 098-835-4700

中部土木事務所 建築班

TEL 098-894-6513

八重山土木事務所 建築班

TEL 0980-82-3077

宜野湾市 建築課

TEL 098-893-4411